

令和 8 年 第 2 回東京都公衆浴場対策協議会（第 24 次協議会）議事要旨

1. 日 時：令和 8 年 7 月 3 日（金） 午後 3 時から午後 4 時 25 分まで

2. 場 所：東京都庁第一本庁舎 42 階 特別会議室 A

3. 出席者：熊迫真一委員（会長）

石毛昭範委員

奥野靖子委員

栗生はるか委員

土田恵一委員

中田大悟委員

高野淳美委員

高橋啓子委員

中村紀子委員

星野綾子委員

石田眞委員

佐伯雅斗委員

伊東正博委員

山村幹子委員

綾部吉行委員

古屋留美委員

4. 次第

令和 8 年東京都公衆浴場入浴料金統制額について

意見聴取

その他

5. 主な発言

- 統制額が 600 円に引き上げられても、回数券は 1 回当たり 540 円相当で販売されるため、その点は来客につながると思う。

- 入浴券（回数券）の価格を据え置くことや、新規利用者からは現行の価格は比較的安価との受け止めもあることから、統制額改定について、それほど問題はないという認識である。一般公衆浴場はサービスで競争していくべきであり、安易な価格競争につながることは避けたい。値上げを望まない浴場が相当数あるが、値下げが可能という意味ではなく、利用者減少への懸念から値上げに慎重な姿勢を取っているためである。多くの浴場は厳しい経営状況の中で営業しており、値上げを望まない浴場が必ずしも価格引下げに対応できる状況にあるということではない。

- 600 円という価格は妥当と考える。若手浴場主との意見交換会が継続して開催され、文化発信プロジェクトや若者向けキャンペーンなどに若手の意見が取り入れられ、感謝している。健康増進型改築支援事業における補助率及び補助上限額の引上げにより申請件数の増加が見込まれることに加え、承継マッチング事業の成立件数の増加を通じて、浴場数減少に歯止めがかかれば良いと思っている。
- 600 円に改定することにより利用者離れが懸念され、580 円程度が妥当と考える。特に、入浴料金と入浴券（回数券）価格との差額が拡大すると利用者が入浴券利用に流れ、結果として値上げ効果が薄れる可能性がある。また、統制額と入浴券価格の決定時期について見直しを検討すべきと考える。
- 利用者の方は、嗜好品の料金が 20 円上がるだけでも、かなり反応がある。入浴は日常生活に必要であり、料金の値上げについては、本当に慎重に協議することが大切だと思う。
- 様々な業種で廃業が生じている中、公衆浴場についても文化的・歴史的価値を有するものとして存続させたい。600 円については、比較的安いと理解される利用者もあると思われる。地元の自治体では、高齢者向けの割引入浴事業を実施しているが、若年層の入浴習慣の変化を踏まえ、対象年齢を下げることも良いのではないかと考える。
- 原価計算を見ると 600 円は妥当と考えるが、都内では公衆浴場の廃業が続いており、銭湯を地域に残していくための方策を検討していきたい。入浴券（回数券）価格の検討後に統制額が改定されるが、入浴券に流れてしまうと、統制額引き上げの効果がどの程度あるのか疑問である。東京は交通機関が発達しており、色々な銭湯を体験できる良い地域だと思うので、ぜひ銭湯の魅力を発信して、文化としての銭湯が残っていくと良いと思う。
- 前年度に統制額を据置きとした際、一部浴場では経営状況が苦しいとの話が印象に残っており、会計調査の結果を踏まえると 600 円は妥当と考える。一方、入浴券（回数券）の利用者が多いことや、新規利用者、若年層、観光客にとっては値上げが大きな負担とはならないとの意見もある。浴場事業者や浴場組合から、600 円が妥当であるとの意見が示されているのであれば、協議会報告案を支持する。
- 協議会報告案について、特段の異議はない。大規模災害時には避難所における衛生環境の確保が重要であり、特に避難生活が長期化した場合、入浴は心身の健康維持に重

要であることから、災害時の入浴支援等に関する協定締結への協力に感謝している。

- 統制額に関しては、諸物価が高騰する中で、都民が社会生活や家計に影響を受けている中であって、いろいろな要素を検討いただいた結果であり、公衆浴場の利用者、経営者の双方に配慮されたものと受け止めている。公衆浴場については、保健衛生の観点だけでなく、都民に愛される文化資源として取組が進められている。若手浴場主や関係団体との意見交換を継続して実施し、企画やイベントへの参画にも前向きな意見が寄せられている。今後も各種事業の効果を検証しながら、事業内容の改善を図ることで、公衆浴場が利用者に喜んでいただける施設であり続けるよう取り組む。
- 今回の協議会報告案で良いと考えているが、どうすれば公衆浴場に行きたくなるかを考えることが大切である。公衆浴場の将来を考える上では、浴場事業者だけでなく、若年層や子育て世帯など利用者側の色々な意見を把握する機会を充実させることも必要である。特に、現在の利用者や将来的な利用者となり得る層の意見を組織的に収集する機会があると良いと考える。
- 料金面だけでは捉えられない様々な事情や背景に留意しなければならない。統制額と回数券については、値段のバランスや決定時期のタイミングが重要であると考え。若手経営者や廃業した浴場の経営者を含め、幅広い関係者からの意見を聴く機会が設けられることを望む。
- 統制額は 600 円へ改定するのが妥当だと思いつつも、経済的に厳しい状況にある方々も見落としてはいけないと考える。観光客や新規利用者は通常料金でも利用が見込まれるものの、浴場の立地や特性によっては新規利用者の獲得が容易ではない場合もあり、料金改定の影響には店ごとにバラツキが生じる可能性がある。健康増進型改築支援事業の支援拡充や承継マッチング事業の実績が出ていることは喜ばしいことだが、廃業を決断した事業者へのヒアリングが重要と感じる。東京型銭湯のプロモーション事業については、事業者の励みとなっており、関係部局が連携しながら銭湯文化を保護する大きな動きとしていくことに期待する。
- 統制額の料金は 600 円が妥当と考える。統制額は定価ではなく、自由な価格設定をしてほしいという意見については、今までと変わらない。回数券について長年の仕組みを変えることは困難であることや、不毛な価格競争を呼ばないためにサービスで競争していくべきとの意見も真つ当と考えるが、今後の事業継続の観点では、新規利用者、とりわけ若年層の利用拡大が必要で、そのためには、浴場に経営努力の幅を認め

ることが重要である。例えば、サブスクリプションでの銭湯の利用や曜日別・時間帯別の料金設定など、一定の価格設定の自由度を認めることについても検討の余地があると考ええる。

- 統制額の 600 円への値上げに関しては是認している。統制額が実態上、公定価格として機能していることは、判断材料として非常に重要である。浴場ごとに費用構造・需要構造が異なっている中で、不毛な価格競争にならない範囲で、自律的に最適な価格を選べるのであれば、更に高い金額でも良いとも言える。若年層や普段銭湯を利用しない人には 600 円という料金水準は必ずしも高額とは受け止められない可能性がある一方、若者の中には公衆浴場に対して心理的な敷居の高さを感じている人も多い。サブスクリプション型サービスなど、試行的に実施し、その効果を検証しながら展開していくことが有効ではないか。
- 今回のように 50 円の引上げを行った例はないが、浴場経営者の苦勞に見合うためには、乖離額にほぼ近い額の引き上げが必要と判断している。一方、料金改定によって利用者が減少すれば、結果として経営の悪化につながる可能性もある。各浴場経営者が自らの努力で変えられる余地を確保することによって、色々な工夫がもっと期待できるような環境になると良いと考えている。